

加須市と郵便局との包括連携に関する協定書

加須市（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、「両者が連携することにより、まちに活力があふれ、子どもから高齢者まで広く快適に暮らせるまちづくりの実現を推進するために」、市民サービスの向上に係る包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の資源活用を図ることが有意義であると認められる事項について、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する乙のネットワークを通じて市民福祉の向上に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について業務に支障のない範囲で協力する。

- （1） 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
- （2） 地域福祉活動に関すること。
- （3） 産業経済の活性化に関すること。
- （4） その他甲と乙が協議し、必要と認めること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、それ以後もまた同様とする。

（個別協定等）

第4条 甲及び乙は、第2条各号に掲げる協力事項を実施するため、必要に応じ、個別協定等を締結することができる。

（協力方法等）

第5条 第2条各号に掲げる協力事項の具体的な実施に当たっては、甲と乙が協議の上、協力の方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（連絡会議）

第6条 甲及び乙は、本協定を実施するため連絡会議を設置し、必要に応じて協議するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月1日

甲 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1
加須市
加須市長

乙 郵便局代表

埼玉県加須市上三俣2309
日本郵便株式会社
加須郵便局長

埼玉県久喜市栗橋東2-4-6
日本郵便株式会社
栗橋郵便局長

埼玉県加須市不動岡2-6-41
日本郵便株式会社
不動岡郵便局長